

Title	「民事訴訟手続に関する検討事項」についての意見(四)
Sub Title	Comments on "The Points to be Reviewed in the Japanese Civil Procedure" (4)
Author	石渡, 哲(Ishiwata, Satoshi) 山田, 恒久(Yamada, Tsunehisa) 民事訴訟法研究会(Minji soshoho kenkyukai)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1993
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.66, No.5 (1993. 5) ,p.122- 147
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	資料
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19930528-0122">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19930528-0122</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

資料

「民事訴訟手続に関する検討事項」についての意見(四)

民事訴訟法研究会

- 第一 裁判所
  - 一 管轄
  - 二 裁判所職員の除斥、忌避及び回避
- 第二 当事者
  - 一 当事者適格
  - 二 共同訴訟及び訴訟参加
  - 三 訴訟代理人及び輔佐人
  - 四 その他
- 第三 訴え
- 第四 口頭弁論及びその準備
  - 一 訴状等の記載事項等
  - 二 釈明等
  - 三 争点及び証拠の整理手続……………(以上二号)
  - 四 攻撃防禦方法の提出時期
  - 五 弁論の準備におけるOA機器の利用
- 第五 証拠
  - 一 証拠収集手続
  - 二 証人尋問
  - 三 鑑定
  - 四 書証
  - 五 検証
  - 六 当事者尋問
  - 七 新証拠の証拠調べ
  - 八 証拠保全
  - 九 その他……………(以上三号)

第六 訴訟手続に関するその他の事項

一 期日及び期間

二 送達

三 訴訟手続の中断及び中止

第七 裁判、判決の確定及び執行停止

第八 和解並びに請求の放棄及び認諾

一 和解手続

二 和解並びに請求の放棄及び認諾の効力

第九 訴訟費用

第一〇 大規模訴訟の審理

第一一 簡易裁判所の訴訟手続に関する特則

第一二 少額事件の訴訟手続……………(以上四号)

第一三 上訴

一 控訴

二 上告

三 上訴制限

四 抗告

五 その他

第一四 再審

第一五 督促手続

第一六 国際民事訴訟

一 国際裁判管轄

二 国際的訴訟競合

三 外国判決の承認及び執行

四 その他

第一七 その他

一 手形訴訟及び小切手訴訟に関する特則

二 司法委員

三 裁判所による専門的情報等の収集

四 調停

五 人事訴訟において判決の効力を受ける第三者の救済方法

六 その他……………(以上本号・完)

第一三 上訴

一 控訴

1 控訴について、改正すべき点があるか。

2 例えば、次のような考え方があがるか、どうか。

(→) 控訴提起の方式(第三六七条)

控訴状の提出先を第一審裁判所に限るものとし、控訴期間経過後にした控訴等控訴が不適法でその欠缺が補正することのできないものである場合には、第一審裁判所は、決定で控訴を却下することができるものとするとの考え方

〈結論〉

賛成である。ただし、提案に沿った立法をした場合には、付随した措置が必要にならう。

〈理由〉

提案の趣旨は、「補足説明」によると、現行法上、判決確定の

証明書は、控訴裁判所の書記官の、控訴の提起なき旨の証明書がないと得られないが、それを不要とすること、および、第一審裁判所の決定による控訴の却下を可能にすることにより、紛争の迅速な解決を可能にすることにある。かような配慮も、またそれに基づく本提案も妥当である。ただし、一般人には、上訴状は上訴裁判所に提出するものとの意識があるようである。したがって、本人訴訟の場合を考えると、実務上の処理として第一審裁判所は判決にあたり、敗訴当事者に控訴状の提出先が第一審裁判所であることを教示すべきである。また立法上の措置として、控訴状が控訴裁判所に提出された場合の移送を明文規定で定めるべきである。

ちなみに、上記の考慮に基づいて、上告状についても、上告裁判所に提出された場合の移送の規定を設けるべきである。

(二) 原判決の取消し等の事由の摘示

控訴人は、控訴状に原判決の取消し又は変更を求める事由を具体的に記載しなかった場合には、控訴提起の後一定の期間内にこれを明らかにした書面を提出しなければならぬものとするとの考え方

(三) 反論書(仮称)

裁判長は、被控訴人に対し、相当の期間を定めて、控訴人が主張する原判決の取消し等の事由に対する被控訴人の主張を明らかにした書面(反論書)の提出を命ずる

ことができるものとするとの考え方

〈結論〉

(一)、(二)の書面の制度化には賛成である。しかし、その提出もしくは不提出および記載もしくは不記載にいかなる効果を結び付けるかについては、なお検討を要する。

〈理由〉

裁判所ないし裁判長が訴訟指揮の一環として、適切な期間を設定して、その期間内にこれらの書面の提出を促すことは、訴訟促進に役立つであろうから、その制度化に賛成する。

これらの書面の(不)提出、(不)記載の効果については、明らかにされていない。「補足説明」によると(一)、(二)の提案はドイツ民事訴訟法を参考にしてなされたことであるが、同法は、(一)、(二)の書面に相当する控訴理由書、反論書(控訴答弁書)に不記載の攻撃防禦方法は失権することとしている(同法五一九条・五二〇条第二項・五二七条)。したがって、提案は(一)、(二)の書面の不記載、不提出の際にも同様の失権効を生じさせる趣旨であると解する余地がある。

(二)の書面を制度化するならば、その不提出は控訴を不適法とすべきであろう。控訴人に、妥当な期間内に右書面の提出を求めることは、過酷な要求とはいえない。また、そうすることにより、上告理由書の不提出の場合と同様に、訴訟引延しを意図した控訴を防止できるであろう。しかし、(一)、(二)の書面にそれ

以上の失権効を結び付けることには反対である。その理由は、控訴審における攻撃防禦方法の提出に関する制限としては、四で検討する失権規定で十分であり、立法によりそれ以上に失権を強化しても、おそらくわが国においては実行性がないし、仮にこれが実行されるならば、裁判の適正を害することになり、弊害の方が大きくなるということである。

#### 四 控訴審における新たな攻撃防禦方法の提出

(1) 控訴審においては、原則として、第一審で提出しなかった攻撃防禦方法の提出、請求の変更及び反訴の提起をすることはできないが、当事者が重大な過失なくして第一審においてこれらを行うことができなかったこと又は訴訟手続を著しく遅滞させないことを疎明したときは、この限りでないものとするとの考え方

(2) 控訴審においては、法定又は裁判所の裁定した期間の経過後は、原則として、第一審で提出しなかった攻撃防禦方法の提出、請求の変更及び反訴の提起をすることはできないが、当事者が重大な過失なくしてこれらを行うことができなかったこと又は訴訟手続を著しく遅滞させないことを疎明したときは、この限りでないものとするとの考え方

#### 〈結論〉

攻撃防禦方法と請求の変更・反訴は別の問題なので、別個に

検討すべきである。

攻撃防禦方法については、(1)に賛成である。

請求の変更、反訴については、規定の再編成は望ましいが、

(1)、(2)のいずれにもよるべきではない。

#### 〈理 由〉

攻撃防禦方法について

現行民事訴訟法は攻撃防禦方法の提出につき総則中に規定を置いており(一三七条・一三九条。ただし、二五五条一項、控訴審での提出(更新権)については特段の制限を設けていない。更新権の無制限の肯定は、第一審の軽視、訴訟の重点の控訴審への移行、さらには訴訟引延しのための控訴提起の原因となりうるとの指摘がある。したがって立法による対策が必要になりうる。ただし、裁判の適正が害されてはならない。そこでまず、更新権を制限するには、第一審の審理を充実させるための立法上の方策が十分にとられることが、前提になる。「検討事項」においては、右の方策が種々検討されている。当研究会は必ずしもそれらに全面的に賛成しているわけではないが、一応先の前提は満たされているものとする。

問題は更新権の制限の仕方ないし程度である。これにつき(2)は、控訴審での攻撃防禦方法の提出につき法定期間または裁定期間を設け、その徒過に失権効を結び付けている。たしかに、訴訟指揮の一環として個々の攻撃防禦方法につき期間を設けて適時の提出を促すことが、訴訟促進のための有効な手段となる

こともあろう。しかし、その徒過に失権効まで結び付けることは、強権的訴訟指揮と受け取られる可能性が大きく、少なくともわが国では実務家の間でも一般人の間でもこれに対する抵抗感が強いのではないかと推測される。

(1)は、控訴審での攻撃防禦方法の提出の際に第一審での不提出についての重大な過失の存在ないし訴訟の著しい遅延の不發生の疎明責任を提出者に負わせるものである。第一審で提出しなかった攻撃防禦方法の提出は、(2)と異なり、そのための期間が定められることなく、原則として許されないことになっていたので、理論的には更新権の制限の仕方として(2)よりも厳格であるといえなくもない。しかし、失権規定としてはこのよう一般的な形の規定の方が社会に受け入れられやすいであろうし、裁判所も活用しやすいのではなからうか。そして、(1)も、重大な過失の不在または訴訟の遅滞の不發生が疎明されれば、攻撃防禦方法の提出を許すので、これに沿った立法をしても、当事者にとって苛酷とはいえず、手続保障の点からも問題にならないであろう。

請求の変更および反訴について

現行法は、請求の変更については「第二編 第一審ノ訴訟手続」の中で著しい訴訟遅延の發生を許容の消極的要件としており(三三二条一項)、反訴については「第三編 上訴」の中で相手方の同意を許容の積極的要件としており(三三二条一項、同条二項参照)、規定の仕方に一貫性がないとの批判がある。

請求の変更、反訴のいずれにおいても訴訟の遅延の發生を許容の消極的要件とすべきである。ただし請求の追加の変更および反訴においては、遅延發生の虞があるなど、適法要件を欠いていても、独立した訴えとしての適法要件が備わっているときには、別訴として立件すべきである。この点は、明文規定がなくとも解釈上当然のこととして認められるかも知れないが、別の考え方もありうるので、一応規定を置くことが望ましいと考えられる。

次に、控訴審における請求の変更、反訴については審級の利益の侵害の有無が問題になりうる。反訴に関して既に学説、判例において指摘されているように、この侵害は必ずしも常に生じるものではない。したがって、請求の変更、反訴の双方につきこれが生じる場合に限り相手方の同意を許容の要件とする旨の、明文規定を置くべきである。

(四) 必要的差戻し(第三八八条)

控訴裁判所は、訴えを不適法として却下した第一審判決を取り消す場合には、事件につきなお弁論をする必要があるときに限り、その事件を第一審裁判所に差し戻さなければならないものとするとの考え方

〈結論〉

反対である。

〈理由〉

「補足説明」は、第一審で訴えが却下された場合でも、当事者間で事実関係につき争いがないとき、および、請求が主張自体理由のないことが明白なときには、控訴審が自判しても審級の利益の侵害にならないとの指摘がある、と述べている。しかし、第一審では訴えの適法性の有無が唯一の新しい主たる争点であったから当事者、とくに原告が事実関係について真剣に争わなかったり、あるいは請求につき十分な主張をしなかったというケースもありうる。すなわち、仮に本案に関する問題が争点になったなら、当事者も別の争い方をしたであろうと考えられるケースである。そのようなケースでは、一見事実関係につき争いがない、ないし請求が主張自体理由がないように見えても、控訴審が本案判決を下すのは適当でない。このように考えると、現行法の必要的差戻しをなお維持すべきである。

## 二 上告

- 1 上告について、改正すべき点があるか。
- 2 例えば、次のような考え方があがるか、どうか。
  - (一) 原裁判所の決定による上告却下  
原裁判所は、第三九九条に規定する場合のほか、上告が法令違反を理由とするものでないことが明らかかな場合においても、決定により上告を却下することができるものとするの考え方

### 〈結 論〉

反対である。

### 〈理 由〉

上告理由が実質的に法令違反を主張していないことが明らかであるか否かを、不服の対象となった判決を下した原裁判所が適正になすことは、必ずしも期待できない。

また、この提案は、実質的に法令違反を主張していない上告が訴訟の引延しのために行われているとの認識を前提として、かかる上告を原審で却下することにより、訴訟の早期の完結を図ることを目的としていると、推測される。しかし、仮にこの提案に沿った立法がなされても、原審の却下決定に対する即時抗告を認めることになろう（現行三九九条第二項参照）。そうになると、訴訟の引延しを図る当事者はさらに即時抗告を提起するであろう。それでは提案の趣旨に反してかえって訴訟の完結が遅延するであろう。

### (一) 上告裁判所の決定による上告却下

上告裁判所は、上告が不適法でその欠缺が補正することのできないものである場合、上告人が上告理由書をその提出期間内に提出しない場合又は上告理由の記載が民事訴訟規則に規定する方式に違反している場合（第三九九条ノ三参照）には、決定により、上告を却下することができるものとするの考え方

〈結論〉

賛成である。

〈理由〉

ここでの問題は、本来原裁判所が決定で却下すべきところを、上告裁判所に送付した場合の措置いかんである。現行法上は、このような場合には上告裁判所が口頭弁論を経ずに判決で却下することになっている（三九九条ノ三）。しかし、問題になっているのは形式的なことであるから、決定手続で審理しても特段の不都合は生じないと、考えられる。

三 上訴制限

- 1 上訴制限について、改正すべき点があるか。
- 2 例えば、不服の対象とする額が一定額未満（少額）の場合等一定の場合には、控訴又は上告をすることができない（ただし、憲法違反を理由とする上告をすることはできる。）ものとするとの考え方があがるが、どうか。

〈結論〉

賛成である。ただし、どの程度の制限を設けるべきかについては、なお検討が必要である。さしあたり、少額事件以外の一般の事件については、控訴は制限せず、上告につき金額による制限を設けるのが適当であろうと考える。

〈理由〉

憲法は裁判を受ける権利を保障しているが、三審制を保障しているわけではない。審級を何段階設けるべきかについて、絶対的な基準はない。ドイツ法のように控訴についてまで制限を設けることは、わが国では国民一般の納得を得にくいものと推測される。それは、一つには、現在国民がほとんど無制限といえる三審制に慣れ親しんでいるということにもよるが、人間には、重要な結果を一回の判断には任せ難いという心理があるように思われることにもよる。他方、上告についてはそれが容れられるケースが極めて少数であることを考えると、金額による制限を設けることに合理性があるといえよう。

ただし、上告制限を設けるならば、判例統一の観点から後で検討事項にもなっている裁量上告の制度（五二（一））をも設けなければならないであろう。

四 抗告

- 1 抗告について、改正すべき点があるか。
- 2 例えば、次のような考え方があがるが、どうか。

(一) 抗告提起の方式（第四一六条）

申立人は、原裁判所に対し、抗告状を提出して抗告を提起するものとし、抗告期間経過後にした抗告等抗告が不適法でその欠缺が補正することのできないものである場合には、原裁判所は、抗告を却下することが



できるものとするとの考え方

〈結論〉

賛成である。

〈理由〉

ここでは一つには、手続の明確化のために抗告の提起についても書面主義を採ることが考えられている。同時に、抗告状の提出先を原裁判所に一本化することが図られている。それは、抗告の場合には再度の考案があること、および、不適法で補正不能な抗告を原裁判所が却下することを可能にするためである。これらの考慮はいずれも妥当である。

ただし、本提案が実現するならば、一(二)で控訴状について述べたのと同様に、実務上決定にあたり裁判所は、抗告状の提出先が原裁判所であることを、当事者に教示するような配慮がなされるべきである。また、それにもかかわらず抗告状が抗告裁判所に提出された場合の移送を、明文の規定をもって定めるべきであろう。

(二) 原裁判の取消し等の事由の摘示

抗告人は、抗告状に原裁判の取消し又は変更を求める事由を具体的に記載しなかった場合には、抗告提起の後一定の期間内にこれを明らかにした書面を提出しなければならぬものとするとの考え方

〈結論〉

賛成である。

〈理由〉

かような要求は抗告人にとってとくに過酷なものとは思われない。かつこれを抗告人に課することによって、抗告手続を促進でき、同時に濫用的な抗告を排除できるであろう。

(三) 再度の考案

即時抗告については、原裁判所による再度の考案に基づく更正(第四一七条)を認めないものとするとの考え方

〈結論〉

賛成である。

〈理由〉

即時抗告は早期の確定を目指す制度であるから、再度の考案には馴染まない。

(四) 抗告提起に伴う原裁判の執行停止(第四一八条)

原裁判の執行停止の効力が認められる抗告を、即時抗告のうち、一定のものに限るものとするとの考え方

〈結論〉

賛成である。

〈理由〉

多くの決定について、抗告の提起により当然に執行停止の効力を認める合理性はない。

執行停止を認める合理性のある決定が何であるかについては、なお検討の必要があるが、さしあたり、旧民事訴訟法の規定を参考にすれば、過料の決定が典型例であるといえよう。

（四） 抗告人の相手方

抗告裁判所は、必要があると認めるときは、抗告人の相手方を定めることができるものとするとの考え方（民事執行法第七四条第四項参照）

〈結論〉

賛成である。

〈理由〉

手続保障の観点から望ましいことである。

（六） 審尋

（一） 抗告の審理手続について、口頭弁論に代わる審尋（第四一九条）のほか、証拠調べとしての審尋の制度を設け、抗告裁判所は、当事者双方が立ち会うことのできる期日において、参考人又は当事者本人を審尋することができるものとするとの考え方（民事保全法第三〇条参照）

〈結論〉

賛成である。

〈理由〉

かような証拠調べは、柔軟性が要求される抗告審の手続に適している。当事者双方の立会いが可能な期日に限られるので、手続保障の観点から問題が生じることもない。

（二） 抗告裁判所は、受命裁判官に口頭弁論に代わる審尋及び証拠調べとしての審尋をさせることができるものとするとの考え方

〈結論〉

賛成である。

〈理由〉

裁判外の証拠調べが受命裁判官により行われていること、および、決定手続で審理を行う抗告審においては書面審理も可能であることから、賛成する。

五 その他

- 1 その他上訴について、改正すべき点があるか。
- 2 例えば、次のような考え方があがるか、どうか。

- （一） 裁量上訴制度等
- （二） 裁量上告制度

最高裁判所に対する上告は、憲法違反の場合又は

第三九五条第一項各号（絶対的上告理由）に該当する場合にのみできるものとするが、最高裁判所は、それ以外の場合であっても、法令の解釈に関する重要な事項を含むものと認められる事件については、自ら上告審としてその事件を受理することができ（刑事訴訟法第四〇六条参照）、憲法違反又は第三九五条第一項各号に該当する事由があると認められるときに原判決を破棄するほか、判決に影響を及ぼすことが明らかな法令違反があると認められるときに、原判決を破棄することができるものとする（刑事訴訟法第四一一条参照）との考え方

〈結論〉

賛成である。

〈理由〉

前述のように(三)、上告制限の制度を設けることに賛成するとすれば、法令解釈の統一のために裁量上告の制度も設けなければならぬであろう。

(2) 裁量抗告制度等

ア 最高裁判所は、憲法違反を理由とする場合（第四一九条ノ二）以外の場合であっても、法令の解釈に関する重要な事項を含むものと認められる事件については、自ら抗告審としてその事件を受理することができる

（刑事訴訟法第四〇六条参照）、裁判に影響を及ぼすことが明らかな法令違反があるときは、原裁判を取り消すことができるものとするとの考え方  
イ 抗告裁判所である高等裁判所は、法令の解釈について、意見が前に最高裁判所、上告裁判所若しくは抗告裁判所である高等裁判所、大審院又は上告裁判所である控訴院のした裁判に反するときは、その法令の解釈に関する事項のみを最高裁判所に移送することができ、当該高等裁判所は、最高裁判所の裁判があるまで審理を中止し、その事項については、最高裁判所の裁判における判断に拘束されるものとするとの考え方

〈結論〉

ア、イともに賛成である。

〈理由〉

ア、イいずれも法令解釈の統一の観点から望ましいことといえる。

(二) 濫用的上訴に対する対策

第三八四条ノ二の制裁金の要件を緩和する等濫用的上訴に対する対策を充実させるものとするとの考え方

〈結論〉

あえて反対はしないが、要件を緩和しても濫用的上訴の排除

という目的が十分に達せられるとは、思われぬ。

〈理 由〉

たしかに「訴訟ノ完結ヲ遅延セシムル目的ノミヲ以テ」という要件が設けられていることが、実務上制裁が活用されないことの原因の一つであるといえる。しかし、要件を緩和するとしても、故意と並んで（重大な）過失を要件に加えざるをえないであろう。そうなると、理論上は制裁が行われやすくなるであろうが、実際上は（重大な）過失についても明確な基準がないので、制裁はいずれにしてもあまり活用されないのではないだろうか。

（以上につき石渡哲）

第一四 再 審

一 再審について、改正すべき点があるか。

〈結 論〉

若干の改正の必要がある。

〈理 由〉

現行法は、再審事由を制限して、再審の可能性を局限する。この制度的選択により、現行法における再審制度は、既判力制度の徹底が図られている。また、このために、法的安定性も確保されていると考えられる。したがって、原則として、再審事由の類型は、制限的に考えられなければならない。とはいえ、

違法な手続の結果、不当に既判力の拘束力をうける者が存在するという不正義は、排除されなければならない。

その意味で、再審事由に関しては、従来から、問題とされていた、判決の騙取、詐害再審の訴えなどの追加が、検討されるべきであろう。また、再審事由が存在するときには、可能な限り再審を認めるための配慮も、必要なように思われる。このため、再審期間に関しては、現行法よりも柔軟な対応が可能となるような改正が望まれる。

二 例えば、次のような考え方が、どうか。

- 1 再審の審理を、①再審事由の存否に関する審理と②原確定判決に関する本案の審理の二段階に区分し、裁判所は、①については決定手続により審理を行い、再審事由が存在するときは再審開始の決定をし（再審原告又は再審被告は、①の手続における決定に対して即時抗告をすることができる）、再審開始の決定が確定した後、②の審理を行って判決するものとするとの考え方（刑事訴訟法第四四六条から第四四八条まで、第四五〇条及び第四五一一条参照）

〈結 論〉

反対である。

〈理 由〉

一般に、訴訟要件は職権調査事項とされ、裁判所自らが職権

で判断することを認められている。この通常の訴訟要件であっても、その欠缺を理由に訴えを排斥する場合には、却下の判決が下される。したがって、通常の訴訟要件であっても、その存否を判断するためには、必要的口頭弁論が開かれる（但し、訴状の却下の場合を除く）。再審事由もまた、訴訟要件の一類型である。したがって、訴訟要件の一類型として、必要的口頭弁論を開いた後の裁判である必要があり、再審事由の存否を決定により裁判することには疑問がある。加えて、通常の訴訟要件は、実体判断の前提条件としての意味しかもたない。これに比して、再審請求では、前判決の既判力を消除するために、その消除の判断の基礎となる事実として、当該再審事由の存否そのものを争うことが、目的の一つとされている。このため、再審事由の存否の判断自体が、あたかも手続法上の請求に関する判断のような性格をも有している。すなわち、再審事由は、この手続法上の請求権を理由付ける役割を果す点で、いわば、実体法上の請求原因事実と同様に、手続法上の請求原因事実として位置付けることができる。したがって、再審事由の存否の判断には、口頭弁論が必要であると考ええる。このため、口頭弁論を必要としない決定手続により、再審判断をすることは許されない。

2 再審事由

当事者の一方が相手方や裁判所を欺いて自己に有利な

確定判決を取得した場合（いわゆる確定判決の騙取）を独立した再審事由とする（有罪判決等を必要としない。）ものとするとのかえり

〈結論〉

賛成である。

〈理由〉

たとえ、正当な手続保障がなされていないという理由により、騙取判決をうけた当事者に、既判力が及んでいないとしても、外形的に当事者として表示されている以上は、この外形自体を消除する方法が必要である。また、当事者として表示されているからには、既判力を受けないとはいえないため、その救済方法を講じておく必要がある。したがって、その要件化には慎重を要するが、このような再審事由を設けることには、賛成できる。

なお、研究会ではこの点に関しては、不正手段による公示送達に基づく判決の詐取をも、独立の再審事由とするべきであるとする考え方があった（提案六一―二―四）。さらに、確定判決の騙取行為を、具体的な例を挙げることなく、一般的な表現で要件化するならば、再審の濫訴を招く虞れがあるという反対意見もあった。

3 再審期間

(一) 現行の三〇日の出訴期間（第四二四条第一項）を伸

長する（例えば、六〇日とする。）ものとするとの考え方

〈結論〉

賛成である。

〈理由〉

三〇日は短くて、六〇日なら適切かというような、択一的な問題ではない。現行法は、若干、短かすぎるくらいがあるというに過ぎない。問題はむしろ、この再審期間の起算点にある。

現行法四二四一条一項は、再審期間の起算点を、「当事者カ判決確定後再審ノ事由ヲ知リタル日」と定める。しかし、可罰行為に該当する再審事由（現行法四二〇一条一項四号乃至七号）に関しては、当該可罰行為自体の存在を知ったときなのか、当該可罰行為に關して、有罪の確定判決等の事実（現行法四二〇一条二項）を知ったときなのか不明確である。当該可罰行為に対する、有罪確定判決が遅れると、再審の訴は提起したもの、再審事由がととのわず、却下される危険性があることから、当該可罰行為自体の存在を知ったときを起算点とすることは、不適當である。したがって、こうした疑いが生じないように、有罪確定判決等の存在を知ったときを、起算点とすることを明らかにする改正が望まれる。

(一) 現行の五年の除斥期間（同条第三項）を伸長する（例

えば一〇年とする。）ものとするとの考え方

〈結論〉

反対である。

〈理由〉

現行法四二〇一条一項四号乃至七号の再審事由については、刑事の有罪判決等が必要とされているが、刑事の有罪判決が下される前に、五年の除斥期間が経過してしまふ虞れが多分にある。これを、回避するためには、除斥期間を延長する方法が、まず第一に考えられる。実際に、現行法の四二四一条一項が、除斥期間を五年と定めているのは、刑事事件の公訴時効が五年とされていることとの均衡を、図ったものではあるが、両者の起算点は、もともと一致しない可能性も高い。したがって、この均衡を図る必然性はない。問題は、当該刑事事件手続が長引いたため、この五年の除斥期間を越えて、有罪判決が下されるような場合である。現行法四二四一条四項では、除斥期間の起算点は、再審事由の成立と連動している。したがって、現行法四二四一条四項の規定にいわゆる再審事由に、有罪判決等の成立が含まれないとすると、再審が争われる判決の確定後五年を経過して後に、有罪の確定判決が下された場合には、再審が許されないものとなってしまう。しかし、再審事由に有罪判決等の成立が含まれるとする場合には、除斥期間の起算は有罪判決の時点となり、こうした不都合はおこりえない。他方、有罪判決等を再審

事由に含めない場合には、たとえ、再審期間を一〇年にしたとしても、不都合が回避されるとは限らない。したがって、こうした問題の回避のためには、「有罪確定判決等」の具備が、再審事由の内容として含まれることを、明示することが効果的であり、必要であると考ええる。

4 許害再審の訴え

原告及び被告が共謀して第三者の権利を害する目的をもって確定判決を取得したときは、当該確定判決の効力を受ける第三者は、その確定判決に対し、原告及び被告を共同被告として再審の訴えを提起することができるものとするの考え方

〈結論〉

賛成である。

〈理由〉

訴訟告知の制度が、その目的を十分に果し得ない現状では、独立当事者参加は、必ずしも十分に機能するとはいいがたい。したがって、当該訴訟係属中は独立当事者参加を許すとしても、当該訴訟に関与することのなかった第三者を、当該訴訟手続終了後に救済する手段として、提案は賛成できるものである。

第一五 督促手続

一 督促手続について、改正すべき点があるか。

〈結論〉

改正することによって、制度として活性化させることができるとする。

〈理由〉

以下、具体的な改正の提案について、検討する。

二 例えば、次のような考え方があるが、どうか。

- 1 ① 支払命令申立書には、請求原因として、請求を特定するに必要な事実のみを記載すれば足りるものとする、② 支払命令正本は、債務者にのみ送達し、債権者には支払命令が発付された旨を通知すれば足りるものとする、③ 債務者の所在不明等により一定期間（例えば、六月）内に支払命令を送達することができない場合には、支払命令の申立てを取り下げたものとみなすものとする等督促手続を簡素・合理化するものとするの考え方

〈結論〉

①、③に賛成であり、②に反対である。

〈理由〉

①について。督促手続の制度は、支払命令に対する異議の可能性が担保されることによって、制度としての合理性が認めら

れる。実際には、請求を理由あらしめる事実の記載があることにより、債務者は、具体的な防御の方策を立てやすくなる。したがって、異議を申立てる債務者にとっては、請求を理由あらしめる事実の記載があることに、利点がないわけではない。しかし、問題は、債務者が異議の申立てができることであって、異議に理由があるとされるか否かではない。その意味で、異議の可能性を担保するためには、異議の申立てができるということ自体を、債務者に確実に認識させることで、その目的は十分に達することができる。したがって、支払命令書にそえて、異議の申立て、分割の申出等を含む、債務者をとることができる態度を、できるだけ平易に示す書面と、これらの申立てを簡易にできる書式を整える必要がある。ともあれ、その手当がなされるならば、請求を特定する事実の記載のみでも、十分にその機能を果し得ると思われる。

②について。確かに、債権者に対する送達は、提案のように支払命令の発布の通知のみによっても、十分にその機能を果す。しかし、発布の通知をすること、正本を送達することの間にそれほど大きな差異があるとは思われない。したがって、提案のように改正することにより、どの程度の合理化が図られるかは、不明である。手続的に差異がないのならば、むしろ、この点に関しては、通常の訴訟と同様に、正本を債権者、債務者の双方に送達する方が、合理的であるように思われる。

③について。提案のように、取下げの擬制がなされてしま

と、債務者が故意に、行方を明らかにしていないときには、かえって、債権者が不利益を被ることになりかねない。とはいえ、送達不能のまま事件が係属し続けることも、不合理である。債権者は、「債務者の所在不明により一定の期間支払命令が送達できないときには取下げの擬制がなされてしまう」という制度であることを認識したうえで、督促手続による債権の回収方法を選択していると考えれば、債権者の不利益は、必ずしも過大なものではない。したがって、提案に賛成する。

2 仮執行宣言を付した支払命令に対し異議の申立てがないとき又は異議を却下する決定が確定したときは、その支払命令は、既判力を有しない(執行力は有する。)ものとするの考え方

〈結論〉

賛成である。

〈理由〉

督促手続は、もともと実体審理をしておらず、実質的な正当性が担保されているとはいいたい。したがって、これに既判力を与えるのは、形式的に過ぎるくらいがある。また、後の紛争での処理も、既判力を認めないほうが、実質的な正当性になりむように考えられる。なお、研究会では、執行による実体法上の変動が、既判力に裏打ちされないものであることには、不安が残るといって、反対意見があった。



3 支払命令及び仮執行宣言の発付権限について

(一) これを裁判所書記官に付与するものとするとの考え方

(二) 2の考え方を採る場合に限り、これを裁判所書記官に付与するものとするとの考え方

〈結論〉

反対である。

〈理由〉

支払命令及び仮執行宣言は、定型的であり必ずしも裁判官でなくても、これを発布しうる。とはいえ、裁判の一種である以上、裁判官の責任の下に発布されるべきである。

4 督促手続について、電子情報処理システムを利用して処理するときとができるように規定を整備するものとするとの考え方

〈結論〉

提案に賛成である。

〈理由〉

督促手続において、電子情報処理システムが利用されることにより、事件の簡易迅速な処理がなされることについて賛成である。したがって、その導入のために、必要があれば、現行の民法の規定を改正することも、当然に考慮されるべきである。

## 第一六 国際民事訴訟

### 一 国際裁判管轄

1 国際裁判管轄について、改正すべき点はあるか。

〈結論〉

現行法を改正する必要がある。

〈理由〉

少なくとも、現行法においては、渉外的な要素を含む事件を担当する裁判所についての規定が、不明瞭であるということも否定できない（現行法の立法当時に、この種の問題を意識していたか否かをしばらくおくとして）。したがって、この点に関しては、明確な規定をおくことが望ましい。尚、研究会では、国際裁判管轄という用語は、必ずしも適切ではなく、用語に工夫が必要ではないかという補足的な意見もあった。

2 例えば、国際的な民事訴訟事件に対処するため、国際裁判管轄に関する規定を新たに設けるものとするとの考え方があがるが、どうか。

〈結論〉

賛成である。

〈理由〉

国際的な民事訴訟事件で問題となるのは、当該事件に関して

我が国が裁判する資格があるか否かという点と、我国内のいずれの裁判所がこれを担当するかという点である。現行法が、国際的な配慮に欠けているかのような印象を与えるのは、この、前者に関する明確な規定がないためである。したがって、まず、涉外的な要素を含む事件について、特定の事件に関しては、我国内に裁判権があることと（一般管轄）、当該事件に関して国内での裁判籍がいずれであるかということ（特別管轄）、ともに規定する必要がある。さらに、被告側の事情を考慮するための規定が、必ずしも明確ではないので、この点もあわせて、規定する必要がある。

## 二 国際的訴訟競合

1 国際的訴訟競合が生じた場合の処理について、改正すべき点があるか。

### 〈結論〉

若干の改正を必要とする。

### 〈理由〉

被告の応訴の負担、既判力の抵触の防止などの理由から、訴訟競合は、回避されなければならないとされている。このような事情は、国際的な事件においても異なることはない。したがって、国際的な訴訟競合にあっても、これを許さないという法制が必要となる。とはいえ、現行法二二三条は、国内事件に関

しての規定である。したがって、この規定を外国裁判所に係属する事件にまで、拡張する文言を、付加する改正が必要である。

2 例えば、国際的訴訟競合が生じている場合には、裁判所は、一定の要件の下に、係属する訴訟の手続を中止することができるものとするとの考え方があがるが、どうか。

### 〈結論〉

賛成である。

### 〈理由〉

国内事件であれば、重複するいずれの訴訟も、我が国の民訴訟に服するから、裁判所の知るところとなれば、重複は必ず解消される。他方、国際的訴訟競合の場合には、現行法の下では、明文の規定がないため、重複が必ず避けられるとはいえない。実際には、中止の制度を認めることで、多くの重複を解消し、並行した審理が避けられる。もとより、たとえ、中止の制度を設けても、同一の問題に関して二重の審理がなされる可能性は、依然として残っている。とはいえ、中止の制度を設けることで、現行法の下では、多くの事例で、複雑な処理が回避されるであろうことも、否定できない。こうした理由から、提案に賛成できる。

### 三 外国判決の承認及び執行

1 外国判決の承認及び執行について、改正すべき点があるか。

〈結論〉

現行法を改正する必要がある。

〈理由〉

以下、提案にそって検討する。

2 例えば、次のような考え方があがるが、どうか。

(一) 第二〇〇条第一号の要件について、我が国の国際裁判管轄に関する原則によれば判決をした国の裁判管轄権が否定される場合には、その外国判決を承認しないものとするとの考え方

〈結論〉

賛成である。

〈理由〉

現行法二〇〇条一号は、「法令又ハ条約ニ於テ外国裁判所ノ裁判権ヲ否認セサルコト」とされている。しかし、このような内容を含む法令又は条約は、実際には、見当たらない。したがって、この規定から、外国裁判所の判決を承認するに際して、国際裁判管轄に関する要件が、具備されるべきであることが、

必ずしも明確ではない。これに比して、提案のように改正することで、この点が明確になるため、提案には賛成できる。尚、研究会では、現行法はもともと、承認を明確に拒否する条約・法令がある場合を除き、原則として、外国判決を承認する寛い態度を採っており、これに比して提案は、あまりにも承認の可能性を狭くするという、反対意見があった。

(一) 日本人でない被告についても適式の呼出し等を受けたことを承認の要件とするものとする(第二〇〇条二号の「日本人ナル場合ニ於テ」を削除する。)との考え方

〈結論〉

賛成である。

〈理由〉

国内手続において、公示送達は適式な送達方法である。にも拘わらず、現行の規定は敗訴の日本人の被告に関してはこれを適式としない。したがって、現行民訴法二〇〇条二号は、自国民保護の規定であると理解する外はない。しかし、現行の規定のような、自国民保護の規定は、国際的に見て問題がある。したがって、外国人にも、この保護の利益を与えるべきであろう。

(一) 第二〇〇条第二号の要件に関し、公示送達による場合のほか、①司法共助に関する所定の手続を履践していない送達による場合、②直接郵送による場合、③送達から

期日までの間に、防禦の準備をするに足る猶予期間が置かれていない送達による場合についても、被告が応訴したときを除き、その外国判決を承認しないものとするとの考え方

〈結論〉

①、③に賛成であり、②に反対である。

〈理由〉

①、③に関して。民訴条約（昭和四五・六・五条六、発効同七・二六）、送達条約（昭和四五・六・五条七、発効同七・二七）などの条約に符合するように、我国の規定も整備されるべきである。その意味で、①及び③に関しては、条約に合致するものであり、問題はない。

②に関して。我国が、右の条約で、直接郵送の場合を留保していないため、民訴法と条約との間に齟齬が生じる。とりわけ、直接郵便による送達を、通常の形態とする英米法系の諸国との間では、承認が困難になる可能性がある。したがって、直接郵送自体を、承認拒否の要件とするには、問題が残る。

四 第二〇〇条第三号の要件に関し、外国判決の内容及び手続が我が国における公序良俗に反しないことが外国判決承認の要件であることを法文上明確にするものとするとの考え方

〈結論〉

賛成である。

〈理由〉

当事者が十分な手続保障を受けていたか否かということは、判決の効力にとって重要な要素である。外国判決を承認する際にも、十分な手続保障がなされていたか否かという点が、問われなければならない。したがって、いわゆる手続公序が外国判決の承認の要件となることは疑いのないところである。にも拘らず、実際には、現行法にはこの手続公序を、承認の消極要件とする旨の明確な規定はない。したがって、実体的な公序と並んで手続的な公序を並立的に規定する必要があると認められる。

尚、研究会では、判決国で治癒することができない手続的瑕疵（制度的手続公序）と、判決国で治癒することができる手続的瑕疵（個別的な手続公序）のうち、承認の際に問い得るのは、制度的公序のみであり、個別的公序は問い得ないので、この点を明らかにする立法が必要であるとの、反対意見があった。

四 外国判決が内国判決と抵触する場合の処理について、規定を設けるものとするとの考え方

〈結論〉

賛成である。

〈理由〉

現行法には、この種の問題を、直接の対象にした規定がない。

明確な処理を定めるような規定の改正がのぞまれる。

(六) 民事執行法第二四条の執行判決制度を改め、決定手続で行うものとするとの考え方

〈結論〉

賛成である。

〈理由〉

現行法二〇〇条が、実体権の存否の判断に関して、自動承認制度を採用することから、同条の要件をみたく外国判決は、その内容に依りて、既判力、執行力、形成力を有するものとなるように思われる。したがって、本来は、執行判決制度自体が、迂遠でありその意味では、決定手続への改正は賛成できる。

四 その他

1 その他国際民事訴訟に的確に対処するために、改正すべき点があるか。

〈結論〉

現時点では特に見当たらない。

2 例えば、本邦内に住所等を有しない者については、上訴期間その他の不変期間につき本邦内に住所等を有する者についてよりも長期の定めをするものとするとの考え

方があるが、どうか。

〈結論〉

賛成である。

〈理由〉

現行法一五九条は、「……外国ニ在ル当事者ニ付テハ此ノ期間（追完の期間）ハ之ヲ二月トス」と規定しており、住所・居所によつてこの取扱いを規定するものではない。他方、提案は、住所・居所等によつて、取扱いの差異を、とりわけ外国在住の者に関して、定型化しようとするものである。したがつて、厳密には、一五九条は改正の例となるわけではない。ところで、不変期間を定める現行民事訴訟法一五八条一項は、遠隔地に居住する者一般に、裁量により期間の伸長を認めるものである。もとより、外国に居住するものに対しては、直接にこの規定が適用されて、提案のような結果は解釈によつても、招来せしめることができないわけではない。とはいえ、現行法一五九条のように、義務的に期間が伸長されるのに比べて、現行法一五八条は、裁量に委ねられる点で、外国に居住する者に対する配慮が、十分とはいきれない。したがつて、これを義務的に（とはいえその具体的な期間は事案により異なるため、明示できないであろう）、伸長するように改正することには、意味があるように思われる。

(以上につき山田恒久)

第一七 その他

一 手形訴訟及び小切手訴訟に関する特則

1 手形訴訟及び小切手訴訟に関する特則について、改正すべき点があるか。

2 例えば、手形訴訟及び小切手訴訟の管轄裁判所を簡易裁判所とし、通常の訴訟手続への移行の申述又は手形判決若しくは小切手判決に対する異議の申立てがあった場合には、その目的の価額に従い、その訴訟が係属する簡易裁判所又はその所在地を管轄する地方裁判所における通常の訴訟手続に移行するものとするとの考え方が、あるが、どうか。

〈結論〉

賛成である。

〈理由〉

手形・小切手訴訟の審理は本来簡易なものであるから、提案に賛成する。ただし、かような立法により簡易裁判所の負担が増大し、現在の人的・物的施設ではよくそれに耐えられないならば、これらをより充実させる措置も付随して行われなければならないであろう。

二 司法委員

1 司法委員の制度について、改正すべき点があるか。

2 例えば、次のような考え方が、あるが、どうか。

(一) 地方裁判所においても、司法委員の制度(第三五八条ノ四から六まで参照)を設けるものとするとの考え方

〈結論〉

反対である。

〈理由〉

現在の簡易裁判所における司法委員も現実にはほとんど和解に関与するのみで、審理に立ち会うのは稀なようである。また、法曹資格のない司法委員については必ずしも、適切に審理に立ち会うことを期待できないように思われる。このような現状では、司法委員の制度の地方裁判所への拡大が紛争の適切にして迅速な解決に積極的に働くとは思われない。

(二) 司法委員についても、除外、忌避及び回避を認めるものとするとの考え方(家事審判法第四条参照)

〈結論〉

賛成である。

〈理由〉

手続の公正の担保と国民の司法制度への信頼の維持のためこれを認めるべきであろう。

### 三 裁判所による専門的情報等の収集

1 裁判所が専門的情報や意見を収集する方法について、改正すべき点があるか。

2 例えば、①第三者的な立場にある公務所又は公私の団体から、裁判所に専門的情報や意見を提供することができる制度、②公正取引委員会に対する損害額に関する意見制度（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第八四条）のように、裁判所が、当事者の意見を聴いて、第三者的な立場にある公務所又は公私の団体に対し、専門的情報や意見を求めることができる制度（いずれの制度についても、提供された専門的情報や意見に関して、当事者に意見を述べる機会を与えるものとする。）を設けるものとするの考え方が、どうか。

#### 〈結論〉

①に反対であり、②に賛成である。

#### 〈理由〉

社会的変動とそれに伴う紛争の多様化により、裁判所が第三者的な立場にある公務所や公私の団体から専門的情報や意見を

得る必要性は増大している。また、現代型訴訟の中には当事者の利害を越えて社会的な影響を持つ事件も多数ある。これらに関心のある第三者が情報ないし意見を公表する自由があることは、いうまでもない。しかし、訴訟における紛争解決の主体は当事者と裁判所である。第三者が提供する情報や意見を審判に取り入れるか否かは、あくまで紛争主体自身の意思によるべきである。この点で①には反対である。

②は、裁判所のインシヤティブにより情報、意見を求めるのであるから、前記の観点からの問題はない。当事者にも、情報や意見につき意見陳述の機会が与えられているのであるから、②の制度を設けても、手続保障の観点からの疑念は生じないであろう。

### 四 調停

1 民事調停の手続について、改正すべき点があるか。

2 例えば、次のような考え方が、どうか。

(一) 調停に代わる決定（民事調停法第一七条）

(1) 裁判所は、調停委員会の調停が成立する見込みがないときは、相当でないと認める場合を除き、調停に代わる決定をするものとするの考え方

#### 〈結論〉

反対である。

〈理 由〉

現行法上は、裁判所がとくに相当と認めるときに、調停に代わる決定ができることになっているが、提案は同決定を行うのを原則としている。紛争解決のためにいかなる方法を選択するかは、本来当事者の自由である。当事者が調停を選択した場合に、あまり安易に別の方法が行われるのは、この選択の自由の侵害になる。この観点から提案に反対する。

(2) 裁判所は、裁判官による単独調停（民事調停法第五条第一項ただし書）の場合であっても、調停に代わる決定をすることができることを法文上明確にするものとするとの考え方

〈結 論〉

賛成である。

〈理 由〉

単独調停の場合でも、調停に代わる決定がなされるのが適当なケースもありうるので、提案に賛成する。ただしその場合でも、(1)に関連して述べたように、決定による解決がとくに相当であると、積極的に認められる場合に限り、これがなされるべきである。

(一) 職権調停（民事調停法第二〇条）

受訴裁判所は、適当であると認めるときは、訴訟のい

かなる段階においても、職権で事件を調停に付した上、

管轄裁判所に処理させ、又は自ら処理することができるものとする（民事調停法第二〇条第一項ただし書を削除する。）との考え方

〈結 論〉

反対である。

〈理 由〉

たしかに、争点・証拠整理の結果調停にふさわしいことが判明する事件もあろう。しかし、前述のように紛争解決の方法はあくまで当事者の選択に任せられるべきものである。この選択の幅を狭める方向での法改正には反対である。

なお、同じ理由から、むしろ職権による調停そのものを廃止すべきものと考ええる。

(三) 調停委員会の定める調停条項（民事調停法第三一条）

(1) 調停委員会は、調停事件全般について、当事者間に合意が成立する見込みがない場合又は成立した合意が相当でないと認める場合において、当事者間に調停委員会の定める調停条項に服する旨の書面による合意（調停の申立ての後にされたものに限る。）があるときは、申立てにより、事件の解決のために適当な調停条項を定めることができるものとするとの考え方

(2) 調停委員会による調停の場合のほか、裁判官による



単独調停の場合であっても、当該裁判官は、調停事件全般について、当事者間に合意が成立する見込みがないとき又は成立した合意が相当でないときと認めるときにおいて、当事者間に裁判官の定める調停条項に服する旨の書面による合意（調停の申立ての後にされたものに限る。）がある場合には、申立てにより、事件の解決のために適当な調停条項を定めることができるものとするとの考え方

〈結論〉

(1)、(2)ともに反対である。

〈理由〉

調停の本質については議論があるが、当事者間の交渉と合意が調停の重要な要素である。提案されている解決方法は、これらの要素を除去するものであり、結果として調停を仲裁に近付けるものである。既に繰り返し述べているように、紛争解決の方法はあくまで当事者の自由な選択に任されるべきである。選択の幅を狭める結果となる本提案には反対する。

四 調停不成立の場合の訴訟への移行

民事調停が不成立となった場合において、申立人が一定期間内に訴訟への移行を申し立てたときは、調停の目的の価額に従い、その調停事件が係属していた裁判所又はその所在地を管轄する地方裁判所若しくは簡易裁判所

に訴えの提起があつたものとみなすものとするとの考え方

〈結論〉

賛成である。

〈理由〉

このような移行は訴訟へのアクセスを容易にする。調停申立書と訴状の記載が異なることから生じる問題は、「補足説明」にある措置を立法化すれば、対処できるであろう。

(四) 裁判所書記官による事実の調査

調停委員会は、相当と認めるときは、裁判所書記官に事実の調査をさせることができるものとするとの考え方  
(民事調停規則第二二条参照)

〈結論〉

裁判所書記官に事実の調査をさせることを認めるとしても、当事者の同意がある場合に限るべきであろう。

〈理由〉

裁判所書記官に事実の調査をさせても、その能力が向上しているとするれば、実際上の不都合はないであろう。しかし、調停制度に対する国民の信頼を確保するためには、ある程度手続の厳格性を維持すべきであろう。この観点からすると、裁判所書記官による事実の調査を行うには、当事者の同意を要件とする

のが適當であろう。

### 五 人事訴訟において判決の効力を受ける第三者の救済方法

1 人事訴訟において判決の効力を受ける第三者の救済方法について、改正すべき点があるか。

2 例えば、次のような考え方があがるが、どうか。

(一) 裁判所は、人事訴訟において、訴訟の結果により権利を害される第三者で知れているものに対し、訴訟が係属したことを通知するものとするとの考え方

#### 〈結論〉

賛成である。

#### 〈理由〉

手続保障の観点から、妥当な措置であると思われる。

(一) 訴訟の結果について利害関係を有する者は、補助参加の申出と同時に再審の訴えを提起して、第四二〇条第一項各号に該当する事由を主張することができるものとするとの考え方

#### 〈結論〉

このような規定の新設には賛成である。しかしそれは民事訴訟法中に置くべきである。

#### 〈理由〉

(一)の立法的措置が採られても、訴訟の結果について利害関係を有する第三者に必ず通知がなされるとは限らないので、手続保障を確実ならしめるためには、かような再審を認める必要がある。しかし、訴訟の結果につき利害関係を有する者がいるのは、人事訴訟に限らない。それゆえ、この旨の規定は民事訴訟法中のしかるべき箇所には置くべきである。

### 六 その他

1 その民事訴訟手続について、改正すべき点があるか。

2 例えば、次のような考え方があがるが、どうか。

(一) 総則規定として、裁判所は訴訟手続が公正かつ迅速に進行するように努力し、当事者及び関係人は信義に従って誠実にこれに協力しなければならぬとの規定を設けるものとするとの考え方

#### 〈結論〉

裁判所の努力義務および当事者の信義則を規定することには賛成であるが、提案には若干疑問がある。

#### 〈理由〉

たしかに提案されているような規定を設けても、それが期待されているような影響を業務に必然的に及ぼすとはいえない。しかし、かような規定が裁判官に努力を促し、当事者等に信義

に従った訴訟追行をなすべく心理的圧力をかけることは、期待できよう。それゆえ、考えられているような一般条項を民事訴訟法典中に置くことに、一応賛成する。

ただし、当事者こそ紛争の主体であることからすると、当事者は「協力しなければならぬ」という表現には若干問題がある。これは必ずしも単なる表記の問題ではなく、基本的な訴訟観の問題であるようにも思われる。信義則を規定するにあたって、「協力」という用語は用いるべきではない。

(二) 当事者が、文書や検証物の使用を不能にした場合、訴訟の引き延ばしを図るために根拠のない攻撃防禦方法を提出した場合等著しく信義に反すると認められる一定の行為をした場合には、裁判所は、相手方の申立てにより、民事的な制裁として、一定の額の金銭を相手方に支払うよう命ずるものとするとの考え方

〈結論〉

反対である。

〈理由〉

ここに掲げられている行為が好ましいものでないことはいうまでもないが、民事制裁金の制度は必要最小限におさえるべきであり、このように一般的な形で設けるべきではない。

(以上につき石渡哲)